

東日本大震災 復興加速化のための第 13 次提言
における主な提言項目と対応状況等

I. 原子力事故災害被災地域	2
1 廃炉に向けた取組み	2
(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉	2
(2) ALPS 処理水の処分	4
2 中間貯蔵施設・再生利用・指定廃棄物等	7
3 帰還等の促進に向けた環境整備	9
(1) 特定帰還居住区域及び帰還困難区域	9
(2) 特定復興再生拠点区域等への帰還・移住の促進	10
(3) 交流・関係人口の拡大	11
4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建	12
(1) 福島国際研究教育機構	12
(2) 福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化 等による新産業の創出となりわいの再建	13
(3) 農林水産業の再建	16
5 原子力損害賠償	18
6 風評払拭・リスクコミュニケーション	19
 II. 地震・津波被災地域および共通の課題	 21

I. 原子力事故災害被災地域

1 廃炉に向けた取組み

(記載は 2025 年 5 月末時点を原則)

項目	担当省庁	対応状況
東京電力福島第一原子力発電所の廃炉	経産省 文科省 復興庁	<p>○ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策については、国が定めた「中長期ロードマップ」に基づき、世界の叢智を結集して取り組んでいる。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染水発生量については、原子炉建屋周辺の敷地舗装などの対策の効果により、2024 年度は 1 日あたり約 70 m³まで低減（なお、中長期ロードマップで示した「2025 年内に一日あたり 100 m³以下に抑制」する目標は、2023 年度実績において達成済） ・使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、3 号機及び 4 号機で完了 ・2024 年 11 月、テレスコ式装置を用い、2 号機での燃料デブリの試験的取り出しに成功 ・ALPS 処理水については、2023 年 8 月の放出開始以降、12 回の放出を安全に完了 <p>など、着実に進展している。</p> <p>また、地域の方々との双方向のコミュニケーションを意識し、東京電力福島第一原子力発電所を視察いただく中で、直接疑問にお答えする座談会や、地元で開催されるイベントの廃炉関連ブースへの出展等を行っている。あわせて、ウェブサイト等を通じて国内外への情報発信にも努めている。</p> <p>東京電力には、緊張感を持って作業を進めるとともに、地域の方々等にできるだけ分かりやすく丁寧な説明を行うことなどを通じ、信頼回復に努めるよう指導を行っている。</p> <p>○ 東京電力福島第一原子力発電所での作業においては、これまでに、作業員に洗浄廃液が飛散する、コンクリート表層を剥がす際にケーブルを損傷する等のトラブルが発生した。こうした事案に対し、国として、経営層のリーダーシップの下、再発防止を徹底し、安全確保に万全を期すよう、東京電力を指導してきた。</p> <p>こうした事案を踏まえ、東京電力においては、東京電力福島第一原子力発電所における全作業について、作業点検を実施し、あらゆる思い込みを排除して、リスク要因や防護措置の確認と必要な対策を行うとともに、DX の活用や手順書の改善といった運用・設備の改善や、作業従事者教育の強化などの体制・教育面の改善にも取り組んでいる。</p> <p>今後、より本格的な廃炉作業を迎える中で様々な課題に直面することも想定されるが、国としても、これまで指導してきた点を含めて、東京電力における取組をフォローするとともに、東京電力に対して、引き続き、安全確保を第一に、高い緊張感をもって廃炉作業に取り組むよう指導していく。</p>

- 東京電力は、東京電力福島第一原子力発電所2号機において、2024年9月に燃料デブリの試験的取り出しに着手し、これをもって中長期ロードマップにおける第3期に移行した。2024年11月に試験的取り出しに成功し、現在、複数の分析機関において、取り出した燃料デブリの詳細な分析を進めている。また、2025年4月23日に2回目の試験的取り出しに成功した。
 ロボットアームによる原子炉格納容器内部調査及び燃料デブリの取り出しについては、2025年度中に着手できるよう準備を進めている。東京電力に対しては、引き続き、安全確保を最優先に、燃料デブリの取り出しに向けた作業を進めていくよう指導していく。
- 燃料デブリの取り出しに要する技術については、技術的難易度の高い研究開発を支援するため、2024年度補正予算で171億円を措置するなど、国内外の知見を踏まえつつ、廃炉の取組全体を俯瞰した中長期的な視点で研究開発を実施している。
 燃料デブリの取り出し規模の更なる拡大に向けては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の燃料デブリ取り出し工法評価小委員会が工法の検討を実施し、2024年3月に報告書が取りまとめられており、報告書の提言を踏まえて実施されている東京電力による取り出し工法の具体的な設計検討・研究開発について、国としてもその取組をしっかりと確認していく。
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の大熊分析・研究センターの拠点整備を着実に進め、同センター、櫛葉遠隔技術開発センター及び廃炉環境国際共同研究センターにおいて廃炉に関する技術基盤を確立し研究開発を推進している。
- 長期にわたる取組が持続的に進められるよう、廃炉関連産業の集積促進や、分析人材等の廃炉を担う人材育成の取組を進めている。特に、廃炉事業内容を具体化して地元企業に説明等を行うことや、地元企業の技術力を向上させること等を通じて、地元企業の廃炉関連産業への積極的な参画を促進し、廃炉にまつわる経済効果を周辺地域に浸透させていく。
- 東京電力は2024年12月に固体廃棄物の適切な保管・管理を目的に固体廃棄物の保管管理計画を改定し、それに基づいて管理を進めている。また、2025年3月に固体廃棄物の処理・処分方法の検討に向けた性状把握及び保管管理の適正化を目的として分析計画を改定し、関係機関が連携して体制の構築、分析・性状把握の取組を進めている。分析の結果得られた情報を基に、固体廃棄物の適切な処理・処分に向けた検討を進めているが、今後の廃炉作業の進捗に伴って順次明らかになる情報も存在するため、それまでの間は安全確保を前提に東京電力福島第一原子力発電所の敷地内で保管・管理を行っていく。

		<p>燃料デブリについては、2024年11月及び2025年4月に取り出した燃料デブリを複数の機関で詳細に分析していくとともに、国の廃炉・汚染水・処理水対策事業において、燃料デブリの取り出しや保管・管理に関する研究開発を実施している。取り出した燃料デブリの処理・処分方法については、燃料デブリの性状の分析等を進めた上で検討していく。また、廃炉作業の進捗に伴い増加する燃料デブリ等の分析作業に対応するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の大熊分析・研究センター放射性物質分析・研究施設第2棟の整備を進めている。</p> <p>○ 福島イノベーション・コースト構想推進機構、福島相双復興推進機構、東京電力の3者で設立した「福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局」において、廃炉関連産業マッチング会や廃炉関連産業交流会等を実施し、地元企業に対する情報提供及び廃炉事業への参入促進を進めており、2025年3月末までに、放射性廃棄物の保管容器の製造などの専門的な案件も含む計1,481件を成約した。なお、国としても「福島廃炉関連産業マッチングサポート」の活動に必要な予算を確保し、支援を行っている。</p> <p>また、地元企業の廃炉関連産業への参画拡大を図るため、2025年1月に福島廃炉等地域共生協議会を開催した。東京電力や福島廃炉産業マッチングサポート事務局等による現在の取組状況について、元請企業を含む関係者間で情報共有するとともに、今後は、地元企業が抱える課題を明確化するべくヒアリングも実施していく。</p> <p>○ 長期にわたる福島第一原子力発電所の廃炉作業を達成するためには、廃炉を支える人材の確保・育成が重要であり、国としても、福島国際研究教育機構（以下「エフレイ」という。）と連携しつつ日本原子力研究開発機構にて実施している事業において分析人材の育成を進めている。また、日本原子力研究開発機構において、過酷環境に対処でき、今後の廃炉で求められる国際的な研究人材を大学等と連携して育成するプログラム等を実施している。</p>
ALPS 処理水の処分	経産省 環境省 復興庁 農水省 観光庁 外務省 原子力規制庁	<p>○ ALPS 処理水の海洋放出については、放出前後のモニタリングや、海洋放出開始後3回（2023年10月、2024年4月及び同年12月）の国際原子力機関（以下「IAEA」という。）によるレビュー等も通じ、安全性を確保するとともに、風評影響を抑制する観点から、モニタリングの結果については、一目でわかるマーク形式で表示するウェブサイトや、関係機関による測定結果をまとめたウェブサイト、ウェブ広告、新聞広告等により、国内外に対して、透明性高く、わかりやすい発信を継続している。</p> <p>また、海洋放出に係る政府方針の決定以降、漁業者等の地元の方々をはじめとして、安全性の確保や風評対策に関する説明や意見交換をこれまで1,900回以上実施してきたほか、国内水産物の安全性や魅力の発信、消費拡大にも継続して取り組んでいる。</p> <p>2024年8月には、第7回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会</p>

議、第7回 ALPS 処理水関係閣僚等会議（合同開催）において、「政府として ALPS 処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」という方針に変わりはないことを確認しており、引き続き、IAEA のレビューを通じて国際的な安全基準に従った対策を講じ続け、安全性の確保に万全を期すとともに、説明・情報発信、風評影響対応・なりわい継続支援等に全責任を持って取り組む。

- 一部の国・地域において日本産食品に対する輸入規制が継続していることは、科学的根拠に基づかない措置であり全く受け入れられない。政府一丸となって、様々なレベルで各国との意思疎通を行っており、引き続き、輸入規制の即時撤廃を強く求めていく。

2024年9月に、IAEAと、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下での現行のモニタリングを拡充し、その中で参加国の専門家による採水等のサンプリングを実施することで一致した。

中国との間では、2024年9月に、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。

同年10月、2025年2月、4月及び6月には、このIAEAの枠組みの下での追加的モニタリングが実施され、中国を含む参加国の分析機関による海水の採水や水揚げされた水産物の選定、ALPS処理水の採水が行われた。これまでに中国政府は、2024年10月に採水した海水並びに2025年2月に採取した海水及び海洋生物について、分析結果が正常であった旨公表している。

また、2025年3月以降、日中当局間で、日本産水産物の対中輸出再開に向けた技術協議を実施し、同年5月、日中双方は、対中輸出再開のために必要な技術的要件について合意した。引き続き、残る輸入規制の撤廃に向けて、政府一丸となって取り組む。

- 漁業を継続していくための支援としては、以下の取組等を行っている。

- ・ 量販店・鮮魚専門店等を通じた被災地水産物の販売や外食店を活用したフェアの開催、水産加工品情報の発信
- ・ 福島相双復興推進機構の6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業における、大都市圏の百貨店・駅ビルでの催事・イベント等を通じた水産加工品の地域産品の販売、魅力発信等
- ・ 2023年度より、がんばる漁業・養殖業復興支援事業の支援対象に、近隣県で収益性10%以上の向上に取り組む漁業者及び従業員から新規に就業する者を追加し、漁業者が実施する収益性の高い操業・生産体制への転換等の取組を支援
- ・ 漁獲物を安定的に生産・供給するため、2022年度より、岩手県においてはアワビ、宮城県においてはヒラメ、ホシガレイ、ナマコ及びウニ、茨城県においてはアワビ及びヒラメ、2023年度よ

り、岩手県においてはヒラメをそれぞれ支援対象に追加し、放流種苗の確保の取組を支援

- ・ 2022年4月から漁業者の確保・育成として、漁家子弟を含め、長期研修支援等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援する取組を開始。2024年度より、長期研修支援対象者を福島県の近隣県においても福島県と同等の要件で支援が行われるよう拡大し、リース支援対象者に特定の事業承継者を追加し、担い手確保の取組を支援。

○ 長期に亘るALPS処理水の海洋放出の影響を乗り越え、持続可能な漁業継続を実現するため、2022年度補正予算において500億円の「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援基金」を措置し、2023年3月に補助事業の公募を開始した。全国や各地域の漁業者団体等への説明会を実施し、2024年夏以降、本格的に執行されているところ、2025年4月末時点で2023年度～2024年度では389件、2025年度～2026年度では340件の交付決定を実施している。さらに、2024年度補正予算において追加措置をしており、今後も、当該基金を活用し、ALPS処理水の海洋放出によって影響のある漁業者に対して、売上高向上又は基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するため、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む活動を支援していく。

○ 一部の国・地域による輸入規制強化等を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すべく、「水産業を守る」政策パッケージや補正予算を通じて支援を実施している。

300億円基金や予備費、補正予算において、2025年4月末時点で、販路拡大への取組を57件、一時買取り・保管等の取組を60件、出荷調整への支援を21件交付決定した。

また、代替販路開拓に向け、在外公館で日本産食品の魅力発信レセプションを実施した他、JETRO・JFOODOを通じ、国内外で日本産水産物のPRイベントや商談イベント等の支援を実施した。国内加工体制の強化についても、機器導入等の支援を47件、加工拠点整備支援を2件の交付決定を実施した。

○ 「三陸・常磐もの」の国内消費拡大に向けては、官民連携の枠組みである「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を2022年12月に立ち上げ、2025年5月までに、1,300社の企業等が参加している。その取組の一環としてこれまでに実施した「三陸・常磐ウィークス」において、合計約254万食以上を提供し、全国各地で食べていただいた。また、「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」を2022年10月1日より実施し、全国のスーパーマーケット等における販売促進施策を行っている。

○ 政府による支援策を講じてもおお損害が生じた場合、被害の実態

に見合った必要十分な賠償が迅速かつ適切に実施されるよう、国として東京電力を指導しており、東京電力は 2025 年 5 月末時点で約 760 件、約 740 億円を支払っている。

○ 地域の伝統・魅力等発信支援事業において、福島県産農林水産物の PR 等を含む地域の伝統・魅力の発信に繋がるイベントの開催や SNS を通じた情報発信などの民間団体等の取組を支援している。

また、2022 年度より、ALPS 処理水の海洋放出による風評が特に懸念される岩手県、宮城県、福島県及び茨城県沿岸部の市町村等において、海の魅力を高めるブルーツーリズムの推進を支援しており、2025 年 5 月末時点で合計 5 か所の海水浴場が国際環境認証制度のブルーフラッグ認証を取得した。他にも、岩手県等の地区を「海業の推進に取り組む地区」に登録する等、海業の推進を支援している。

○ 交流人口の拡大に向けては、「福島浜通り地域等 15 市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づき、浜通り地域等 15 市町村の横連携による広域コンテンツの創出等を目的とした広域マーケティング事業への支援を実施し、広域での交流人口拡大のためのデータ収集・分析、広域の地域資源の磨き上げ・ブランディング支援などを進めている。また、個々の市町村の独自の魅力の磨き上げを行う「誘客コンテンツ開発事業」では民間事業者等への支援を 11 社に対して行った。このほか、民間事業者の各種データ活用のノウハウ不足を解消するために、交流人口基盤整備事業を実施している。加えて、来訪者を主な対象として、浜通り地域等 15 市町村の対象店舗において QR コード決済を活用して地元産品等の購入・消費をした場合に、一定のポイント還元を行うキャンペーンを 2021 年度から実施している。

○ 2021 年 5 月以降、東京電力においてトリチウム分離技術に係る公募を実施し、これまでに将来的に実用化に向けた要件を満たす可能性のある複数の技術を採択してきた。これらの技術は、いずれも直ちに実用化できる段階にはないものの、秘密保持契約を締結した 10 件について、フィージビリティスタディを開始する等、実用化に向けた検討を実施した。引き続き、国内外の最新の技術動向を注視しつつ、トリチウム分離技術の実用可能性について技術的見通しが得られた場合には、積極的に活用することも検討していく。

2 中間貯蔵施設・再生利用・指定廃棄物等

項目	担当省庁	対応状況
中間貯蔵施設・再生利用・指定	環境省 復興庁	○ 中間貯蔵施設事業について、特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入（※）や、これらの受入・分別や貯蔵等を行うなど、

<p>廃棄物等</p>	<p>事業を安全かつ着実に進めている。</p> <p>(※) 帰還困難区域を含む除去土壌等の累計搬入量は、約 1409 万 m³ (2025 年 5 月時点)。</p> <p>また、2024 年 3 月に公表した「2024 年度の間蔵貯蔵施設事業の方針」の中で、安全第一に、地域の理解を得ながら、住民の帰還や生活に支障を及ぼさないよう事業を実施することや、安全な輸送のため、運転者研修等の交通安全対策や、施設を安全に稼働することなどの方針を示したところであり、これに沿って安全第一に事業を進めている。</p> <p>○ 2016 年に策定した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」に沿って、減容等技術の開発や再生利用の実証事業、最終処分や再生利用の必要性・安全性等に対する全国的な理解の醸成等の取組を進めた。再生利用の実証事業等で得られた知見や IAEA 等国内外の有識者の御意見等を踏まえて、2025 年 3 月に除去土壌の復興再生利用基準を策定するとともに、同月に復興再生利用に係るガイドラインを公表した。</p> <p>また、県外最終処分の実現、復興再生利用の推進に向けて、その必要性・安全性等に対する全国的な理解・信頼の醸成を図ること、特に社会的受容性の段階的な拡大・深化を図ることを継続的に進めることを目標として、SNS の活用や飯舘村長泥地区や中間貯蔵施設に係る一般の方向けの現地見学会の開催、大学生等への環境再生事業に関する講義、現地見学会等を実施するなどの若い世代に対する理解醸成活動、2024 年 9 月に IAEA が公表した除去土壌の再生利用等に関する IAEA 専門家会合の最終報告書の内容を盛り込んだ情報発信を実施した。</p> <p>さらに、除去土壌の再生利用等を政府一体となって推進するため、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」が設置された。議長である官房長官の指示に基づき、当該会議において 2025 年 5 月に「復興再生利用の推進」「再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション」「県外最終処分に向けた取組の推進」を 3 本柱とする「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」を策定した。同年夏頃までに当面 5 年程度のロードマップをとりまとめることとしており、各府省庁が一丸となって復興再生利用の案件を創出するべく、取組を進めていく。</p> <p>○ 最終処分に関する基準については、2025 年 3 月に除去土壌の埋立処分の基準を策定した。これまでに実証してきた減容技術等の評価を踏まえ、技術の組合せを検討するとともに、最終処分場の構造、必要面積等に係る複数選択肢を示した。</p> <p>2025 年 3 月には、当該選択肢を含めたこれまでの取組の成果と今後の課題を取りまとめ、「復興再生利用の推進」「最終処分の方向性の検討」「全国的な理解の醸成等」を 3 本柱とする「県外最終</p>
-------------	--

		<p>処分に向けたこれまでの取組の成果と 2025 年度以降の進め方」を示した。</p> <p>○ 福島県内の指定廃棄物等の処理については、特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）において、2023 年 10 月末に特定廃棄物の搬入を完了、2025 年 5 月末時点で約 300,000 袋の埋立処分を実施した。また、特定復興再生拠点区域の整備事業等から生じる特定廃棄物等の処理については、クリーンセンターふたばにおいて、2023 年 6 月に搬入を開始、2025 年 5 月末時点で約 22,000 袋の埋立処分を実施した。</p> <p>また、福島県外の指定廃棄物の処理については、栃木県において、指定廃棄物の保管農家の負担軽減のための市町単位での暫定集約の方針に基づき、県・保管市町と取組を進めており、2024 年 1 月までに日光市、那須塩原市、大田原市において暫定保管場所への集約が完了し、2025 年 4 月より那須町において暫定集約を進めている。</p> <p>基準値以下の農林業系廃棄物については、宮城県等において、処理加速化事業により、焼却処理等を順次実施している。</p>
--	--	---

3 帰還等の促進に向けた環境整備

項目	担当省庁	対応状況
特定帰還居住区域および帰還困難区域	内閣府 農水省 環境省 経産省 国交省 復興庁	<p>○ 特定帰還居住区域については、2025 年 3 月までに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び南相馬市の 5 市町における「特定帰還居住区域復興再生計画」を認定した。2024 年度当初予算で特定帰還居住区域の除染費用を含めた事業費を計上しており、2024 年 6 月には浪江町で、同年 9 月には富岡町で除染や家屋等の解体が開始されるなど、段階的な避難指示解除に向けた取組が進展している。引き続き、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けて、地域の状況をきめ細かに把握しながら除染や家屋等の解体、インフラ整備を進めていくとともに、営農再開に向けた自治体との協議を行っていく。</p> <p>また、各自治体の意向や要望を踏まえ、帰還意向調査は複数回実施することとしており、2024 年 8 月以降、浪江町を皮切りに大熊町、双葉町、富岡町においても 2 回目の帰還意向調査を実施している。引き続き、その他の自治体とも帰還意向の把握に向けて調整していく。併せて、帰還意向調査の結果を踏まえた「特定帰還居住区域復興再生計画」の作成や変更についても、自治体との調整を進めていく。</p> <p>○ 特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除については、2020 年 12 月に原子力災害対策本部で決定した「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」に基づき、2025 年 3 月に飯舘村のたい肥製造施設及びその周辺農地と葛尾村の風力発電事業用地の避難指示を解除した。さらに、2023 年 8 月に原子力災害対策本部で決定した「特定帰還居住区域の避難指</p>

		<p>示解除と帰還・移住に向けて」も踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な放射線防護対策や、科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションに取り組み、住民等の今後の活動のあり方について検討を行うとともに、空間線量率等それぞれの土地の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、バリケードを開放するといった立入制限の緩和を可能とした。これを踏まえ、2025年3月に飯舘村の帰還困難区域の一部において、立入規制の緩和を実施した。</p> <p>○ 帰還困難区域における森林整備の再開に向けては、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針（2021年3月閣議決定）」の変更（2024年3月閣議決定。以下「復興の基本方針の変更」という。）を踏まえ、空間線量率のモニタリング、安全に森林作業を行うためのガイドラインの作成、森林整備が必要で作業が実施可能な箇所の洗い出し等に着手している。</p>
<p>特定復興再生拠点区域等への帰還・移住の促進</p>	<p>復興庁 内閣府 環境省 経産省 厚労省 文科省 国交省</p>	<p>○ 特定復興再生拠点区域については、避難指示解除後も引き続き、必要な除染や家屋等の解体、公的住宅・商業施設・診療所・交流施設の整備など、住民が安心して帰還でき、円滑に生活を再開・継続できる環境の整備を進めていく。</p> <p>「双葉地域における中核的病院」については、地域医療再生基金を活用して必要な支援を実施しており、2025年度予算においては、中核的病院の設計費用や、建築場所となる県立大野病院の解体費用等を計上している。福島県において2023年11月に策定された「双葉地域における中核的病院整備基本構想」等を踏まえ、2025年3月に「双葉地域における中核的病院整備基本計画」が策定されており、この基本計画を基に具体的な整備が進められる。</p> <p>また、質の高い医療の効果的かつ効率的な提供を目指し、「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、保健・医療・介護の情報を共有可能な全国医療情報プラットフォームの構築に取り組んでおり、必要な電子カルテ情報を医療機関間で共有するための電子カルテ情報共有サービスの構築等のための法改正を盛り込んだ「医療法等の一部を改正する法律案」を第217回国会（令和7年常会）に提出した。</p> <p>心のケア等については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、被災者支援総合交付金により支援を実施しており、引き続き、被災地の状況を丁寧に向いながら、被災者へのきめ細かな支援に取り組んでいく。</p> <p>○ 地域の未来を担う若者世代等を主な対象とした人材育成の取組を進めており、2024年8月10日、エフレイにおいて、福島工業高等専門学校及び量子科学技術研究開発機構（QST）と連携して、県内の小中学生及びその保護者を対象としたエフレイ・QSTサイエンスラボ「夏休み応援企画、親子でワクワク科学実験」を開催した。また、同年12月24日、25日、会津大学が、エフレイ、自治体、事業者等と連携し、県内の大学生、大学院生、高専生、高校生向けに、</p>

		<p>復興の現状を学ぶとともに福島の一層の発展につながるアイデアについて考える人材育成事業「ふくしま未来創造プログラム」を開催した。</p> <p>○ 避難住民の帰還促進に向け、生活環境の改善のための公共施設・公益施設の機能回復や、地域コミュニティ機能の維持確保のための被災者の交流事業に取り組んでいる。また、2021年度から、福島再生加速化交付金に新設された移住・定住促進事業において、福島県及び原子力災害被災12市町村（以下「被災12市町村」という。）の自主性・創意工夫に基づく事業に対する支援を行っており、地域おこし協力隊の採用活動や地元企業・団体との連携や調整などを通して隊員の活動を支援し、移住者である隊員の定住を図っている。</p> <p>住宅確保については、移住者の居住が見込まれる住宅の改修費に対する補助を行う取組や賃貸住宅家賃の低廉化を行う取組、空き家バンクへの物件の登録を促す取組等に対して支援を行っている。</p>
<p>交流・関係人口の拡大</p>	<p>復興庁 経産省 内閣府 観光庁 文科省 内閣官房</p>	<p>○ 2021年度から、福島再生加速化交付金に新設された移住・定住促進事業において、福島県及び被災12市町村の自主性・創意工夫に基づく事業に対する支援を行っている。具体的には、各自治体における移住相談窓口の設置、各自治体の魅力や独自性を活かした広報活動、体験ツアーの開催等の取組に対する支援や福島県の給付する移住支援金に対する支援等を行っている。また、移住して就業・起業する方々のための支援のほか、被災12市町村で就業を希望する方々と企業のマッチングや就業体験を実施する取組、コワーキングスペースを整備する取組やスタートアップ企業の誘致を図る取組など、「関係人口」の拡大につながる自治体の取組への支援を行っている。</p> <p>交流・関係人口の拡大に向けては、2022年5月に取りまとめた「交流人口拡大アクションプラン」に基づき、浜通り地域等15市町村の横連携による広域コンテンツの創出等を目的とした広域マーケティング事業への支援を実施し、市町村の枠を超えた広域コンテンツの開発や一元的な情報発信等を行い、広域での交流人口拡大のためのデータ収集・分析、広域の地域資源の磨き上げ・ブランディング支援などを進めている。</p> <p>福島県における教育旅行の誘客については、教育旅行を含むホープツーリズムを推進するため、教育旅行関係者のモニターツアーやインフルエンサーを活用した情報発信等の取組を支援している。</p> <p>人を惹きつける強力なコンテンツである芸術・文化の活用については、「福島浜通り映像・芸術文化プロジェクト」を推進し、地域住民が芸術文化に触れることを通じた地域の創造性及び活力向上、地域外からの芸術家の来訪及び創作活動を通じた地域の新たな魅力の創出、芸術文化による地域発信を通じた交流・関係人口の拡大等を通じ、活力ある地域社会の維持・発展に取り組んでいる。</p> <p>○ 2025年大阪・関西万博の機会を捉え、復興に係る情報発信を行</p>

		う。具体的には、5月19日から24日までの期間に、「震災伝承・災害対応」、「食・水産」、「最新技術」や「福島国際研究教育機構（FREI）」の4つを大きなテーマとして「復興のストーリー」を展示した。また、未曾有の複合災害に直面した浜通り地域等で行われている熱意ある挑戦や取組を、展示、ステージでの対談、体験型コンテンツ、特産品の試飲・試食や物販などを通じて発信した。さらに、今回の万博における成果を、企業誘致や交流人口・関係人口の拡大など、福島の復興につなげていけるよう、コンテンツの活用等を検討している。
--	--	--

4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建

項目	担当省庁	対応状況
福島国際研究教育機構	復興庁 経産省 農水省 環境省 文科省 厚労省	<p>○ 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す福島国際研究教育機構（エフレイ）を2023年4月1日に設立した。</p> <p>○ エフレイの中核となる研究開発については、日本や世界の抱える課題、地域の現状等を勘案し、その実施において福島の優位性を発揮できる5つの分野を基本として取り組んでおり、引き続き政府としてもしっかりと支援していく。</p> <p>原子力災害に関するデータや知見の集積・発信分野においては、これまでに得られた科学的知見及び原子力災害に関するデータや知見を収集・分析し、国内外に情報発信を行うなど、福島の経験を踏まえた原子力災害に対する備えや風評払拭等に資する取組を進めている。</p> <p>福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）については、2024年6月に福島県と基本合意書を締結し、2025年4月にエフレイへ統合された。RTFのこれまでの機能及び成果をエフレイが継承しつつ、そこに、ロボット分野を中心とするエフレイの研究開発等に関する機能が付加されることで、RTFの更なる発展・活用に繋がるとともに、エフレイの研究開発・産業化等の取組が加速するよう、引き続き、政府としてもサポートしていく。</p> <p>○ エフレイの研究開発については、50程度の研究グループの研究体制を目指しており、他の研究機関等に所属する研究者への外部委託等による研究を中心とした体制から、段階的に、エフレイの直接雇用やクロスアポイントメントによる研究体制に移行することを目指して、優秀な研究者の確保に取り組んでいる。このため、エフレイでは、ユニットリーダーの公募を行うとともに、国内外の優秀な研究者にエフレイの研究者となるよう働きかけを行っており、既に複数の研究開発ユニットによる研究開発も開始されている。</p>

		<p>エフレイでは、次世代人材育成の取組として、2024年3月に東北大学との間で連携大学院大学制度を活用した連携講座設置に関する協定を締結した。地域の未来を担う若者世代を対象とした人材育成として、2024年度は福島工業高等専門学校などにおいて、理事長等のエフレイのトップ陣によるセミナーを開催している。その他、2024年度は相馬高校などにおいて出前授業を開催している。また、小中学生及びその親を対象とした科学実験教室「F-REIサイエンスラボ」を開催している。</p> <p>施設整備については、現在、用地の取得、敷地造成や建物の設計を進めており、2025年度には敷地造成の工事に本格的に着手している。各工程を着実に進めることにより、本部施設棟の2028年度完成を目指すなど、復興庁設置期間内での施設の順次供用開始を目指し、可能な限り前倒しをして進めていく。</p> <p>国内外の優秀な研究者等に浜通り地域等に居住・滞在していただくためには、良好な生活環境の整備が重要である。周辺環境の整備については、各種復興事業を通じて、地元市町村や県が進める医療、買い物環境、教育、交通アクセス等の整備に必要な支援を実施している。加えて、2023年度から、民間の最先端の知見や技術、ノウハウを活用しながら、官民共創型で生活環境改善のための実証事業に取り組むプログラムとして、「浜通り復興リビングラボ」を推進しており、2025年2月に第4回シンポジウムを開催した。</p> <p>○ エフレイの第1期中期目標期間中の研究開発等の事業規模として、1,000億円程度を想定している。また、理事長のリーダーシップの下、研究開発シーズの実現可能性を調査するフィージビリティ・スタディ調査費を、2024年度から予算として計上している。今後、研究開発の進捗状況等も踏まえて適切に予算を確保する。</p> <p>○ エフレイは、浜通り地域等における実証フィールドの活用や、一部地元企業や関係機関が研究課題におけるコンソーシアムの構成員になるなど、地元と連携しながら研究開発を進めている。また、研究開発を実用化や新産業創出に着実につなげていくため、産学官ネットワーク・セミナーや、地域のシーズやニーズを把握するための市町村座談会の開催など、エフレイと産業界や地元企業の連携を進める取組を推進している。</p>
<p>福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出となりわいの再建</p>	<p>経産省 復興庁 国交省 文科省 内閣府 環境省 観光庁</p>	<p>○ 脈々と人・企業が集い、イノベーションが創出される好循環へつなげ、地域の稼ぎとなる先進的なイノベーションから暮らしを支える身近なイノベーションまで取り込むべく、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」（以下「青写真」という。）の改定の議論を進めている。2025年2月に開催された原子力災害からの福島復興再生協議会では、これまでの「青写真」の3つの取組の柱（①あらゆるチャレンジが可能な地域、②地域の企業が主役、③構想を支える人材育成）に対して、「地域の稼ぎ」、「日々の暮らし」、「担い手の拡大」という視点を追加し、地域経済の持続</p>

的な発展、暮らしや公共サービスへの裨益、新たな活力の呼び込みの連鎖を推進していくこととした「青写真」改定の方向性を報告した。

- 「中小・小規模事業者の事業再開等支援事業」において、2025年3月末までに1,354件を採択し、また、「創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業」において、2025年3月末までに190件を採択し、事業者の事業再開や創業等に要する設備投資等の費用の一部を補助している。さらに、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業」において、2024年度までに194件の事業を採択し、1,871人の新規地元雇用を創出するとともに、福島相双復興推進機構は、2025年5月までに約6,000事業者への個別訪問を行い、専門家によるコンサルティング、人材確保や販路開拓等の支援を実施している。
- 原子力災害被災地域において、地域の日常生活や地域間の交流、円滑な物流を実現し、地域経済の発展を図ることや、避難指示・解除区域の復興と避難住民の帰還を推進するために行っている「ふくしま復興再生道路」等の整備に対して、社会資本整備総合交付金（復興）により支援を実施している。
- 浜通り地域等では、RTFを中心に、ドローンや空飛ぶクルマ等のロボット・ドローン分野を始めとした実証試験が行われており、2025年3月末時点で、約80社のロボット関連企業が進出し、1,619件の実証実験が実施された。また、福島県が、長崎県とともに国家戦略特区の新技术連携“絆”特区に指定されたことを踏まえ、広域飛行区域の拡大や更なる実証フィールド整備に向けて、飛行試験や調査等が浜通り地域等を中心に実施され、より実証のしやすい環境の整備を推進している。例えば、2024年10月には、「World Robot Summit 2025 過酷環境 F-REI チャレンジ」に向けたプレ大会がRTFで開催され、RTFの2拠点（南相馬市～浪江町）間の「広域飛行区域」において長距離飛行実証が実施されたほか、2025年1月には、いわき市で、災害時も想定したドローンによる物流配送実証が実施されるなど、ロボット・ドローンの社会実装を目指した先進的な取組が進められている。さらに、南相馬市においては、2024年に3回のロケットの発射実験が行われるなど、宇宙関連のスタートアップ企業等の集積が進みつつある。地域復興実用化開発等促進事業費補助金（イノベ実用化補助金）においては、2023年度から引き続きスタートアップ企業への加点措置も講じており、スタートアップも含めて、先進的な取組を行う企業の呼び込みを実施している。
- 2024年6月に開催された第5回イノベーション・コースト構想推進分科会において、「青写真」の改定を念頭に置いた議論のたたき台として、分科会事務局より「福島イノベーション・コースト構

想の更なる発展に向けた検討の論点」について報告するとともに、経済産業省から「浜通り地域等の復興の絵姿」を示した。2025年2月に開催された原子力災害からの福島復興再生協議会では、これまでの「青写真」の3つの取組の柱（①あらゆるチャレンジが可能な地域、②地域の企業が主役、③構想を支える人材育成）に対して、「地域の稼ぎ」、「日々の暮らし」、「担い手の拡大」という視点を追加し、地域経済の持続的な発展、暮らしや公共サービスへの裨益、新たな活力の呼び込みの連鎖を推進していくこととした「青写真」改定の方向性を報告した。

- 「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、2024年9月に福島新エネ社会構想実現会議を開催し、各取組の進捗状況を確認しながら、今後更に取組を加速すべく「福島新エネ社会構想加速化プラン2.0」を策定した。

特に、福島水素エネルギー研究フィールド（以下「FH2R」という。）については、「水素社会推進法」に基づく支援措置を含め、様々な支援や制度の活用も検討しながら、燃料電池商用車の導入や産業での水素利活用を含めて、FH2Rと他地域の事業者が連携した民間主体による実用化や産業集積の実現に向けた取組を進めている。具体的には、

- ・ 2024年度補正予算及び2025年度予算において、水素ステーションの整備費や運営費に対する従来の支援に加えて、燃料電池商用車の導入促進を図る重点地域において、追加的な支援を講じる措置を盛り込んでおり、2025年5月に福島県を中核とする東北重点地域を選定した。また、2025年度予算において、福島県における水素輸送設備、水素利用設備の導入等に対する支援を盛り込んでいる。
- ・ 福島県においては、2024年5月に、大型の燃料電池商用車に対応した水素ステーションが本宮市に開所し、FH2Rからの水素も供給されたほか、事業者と福島県が連携しながら需要先を開拓している。また、福島県は、燃料電池商用車の導入拡大を目指し、関係事業者と議論する協議会を設置したうえで、燃料電池商用車の導入目標を設定したほか、2025年度予算において車両導入や水素ステーション支援予算の拡充を盛り込んでいる。
- ・ 浪江町においては、FH2Rで製造した水素を宿泊施設、介護施設などに設置した定置型燃料電池や燃料電池自動車などに運搬、利活用し、水素需要状況と搬送車両の運行状況を統合監視する水素搬送最適運用管理システム（EMS）による効率的なサプライチェーン構築を目指す実証に取り組んでいる。
- ・ デンソー福島においては、工場における熱利用の脱炭素化を実現する水素バーナーの技術開発が進められている。また、ヒメジ理化においては、半導体産業向け石英ガラス製造用の水素バーナーの技術開発が進められている。ほかにも、JR東日本にお

		<p>いては、福島県を含む地域における水素燃料電池鉄道の導入実現可能性調査を実施した。</p> <p>○ 地域の間伐材やバーク等を活用した木質バイオマス発電所が、2024年9月に飯舘村に開所した。引き続き、福島の復興と「福島新エネ社会構想」の実現に向け、木材等の地域資源の有効活用に向けた検討を進めていく。</p> <p>○ 被災地の観光振興に向けた取組については、福島県への国内外からの観光誘客を促進するため、海外の旅行会社招請による旅行商品の造成や従来からの教育旅行素材とホープツーリズムを連結させたモニターツアーの実施等の取組を支援しており、福島県の外国人延べ宿泊者数は、2025年1月には、震災前年（2010年）の同月を大きく上回る水準（8.7倍）となった。</p> <p>また、ALPS処理水の海洋放出による風評対策として、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県沿岸部の市町村等において、海の魅力を高めるブルーツーリズムを推進し、福島県内においては、地元の食材を活かしたコース料理付き宿泊商品の造成やプロモーション等の取組を支援している。</p> <p>さらに、震災体験や災害の経験・記憶を教材とした観光コンテンツの造成、福島空港の受入環境整備に係る取組、観光地の二次交通の整備として、タクシー車両の導入やキャッシュレス化、東北広域周遊モデルルートの造成や情報発信等の取組を支援している。</p>
<p>農林水産業の再建</p>	<p>農水省 復興庁 環境省 経産省</p>	<p>○ 福島県営農再開支援事業による営農再開に向けた取組への支援等により、被災12市町村の営農再開面積は、2024年度末時点で、前年度から約500ha増加し、約9,100haとなっている。また、地域での話し合いにより地域計画の策定を進める中で、目指すべき将来の農地利用の明確化を図っている。</p> <p>○ 農地の大区画化や利用集積を加速化するため、2021年4月施行の改正福島復興再生特別措置法により、市町村に代わって福島県が農地集積の計画を作成・公告できるように措置され、2024年度末時点で、8市町村で81件の計画が作成・公告され、2,101haの農地が集積された。また、地域計画については、11市町村で99地区策定された。</p> <p>福島相双官民合同チームによる地域外からの法人の円滑な参入に向けた市町村への支援の下、浪江町、富岡町などへ産地の中核となる大規模経営体が参入した。さらに、南相馬市及び飯舘村において、次世代の担い手の確保に向けた新規就農者向けの研修施設が開校した。</p> <p>2024年10月1日に施行されたスマート農業技術活用促進法に基づき、認定を受けた農業者や開発事業者等に対して税制・金融等の支援措置を行うとともに、スマート農業技術を活用するための環境整備や各種支援事業の優遇措置によりスマート農業技術の活用を</p>

推進している。また、エフレイにおいて、稲作の完全自動化技術の開発・実証に取り組むなど、スマート農業の推進に向けた研究開発に取り組んでいる。

○ 福島県高付加価値産地展開支援事業により、産地の拠点となるパックご飯工場、かんしょの高品質苗供給施設及び野菜加工工場を整備するとともに、これらの施設を核とした生産体制の構築に向けて農業機械の導入等を支援した。また、福島県営農再開支援事業により、浪江町においてネギ・ブロッコリーの省力的な栽培体系の導入実証を支援した。

○ これらの取組をさらに進め、被災 12 市町村の持続的な農業の再生・復興を確かなものとするため、福島県及び農業団体により、省力的かつ儲かる農業生産体系の構築等を柱とする市町村を越えた広域的な産地形成に向けた「避難地域 12 市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」が策定され、具体的な取組の推進に係る検討が行われている。

○ 帰還困難区域における森林整備の再開に向けて、復興の基本方針の変更を踏まえ、空間線量率のモニタリング、安全に森林作業を行うためのガイドラインの作成、森林整備が必要で作業が実施可能な箇所洗い出し等に着手している。また、木材活用の推進にあたっては、バーク（樹皮）を燃料として利用する「飯舘みらい発電所」が福島再生加速化交付金の支援を受けて建設され、2024 年 9 月に営業運転を開始した。さらに、現在の空間線量の状況と木材の流通実態を踏まえた木材の検査方法の見直しに向け、木材事業者へのヒアリング等を実施した。

福島森林・林業の再生に向けては、2016 年 3 月に復興庁・農林水産省・環境省で取りまとめた「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」及び復興の基本方針の変更に基づき、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等とその実施に必要な放射性物質対策（ふくしま森林再生事業）を 45 市町村で実施するなど、必要な森林整備を進めるとともに、里山再生事業については、13 地区を選定し、取組を進めている。

原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けては、きのこ栽培用の生産資材や放射性物質の測定機器の導入等への支援を実施している。このほか、2021 年度からは、出荷制限区域であっても県が定めた出荷・検査方針により、きのこ・山菜類等を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、非破壊検査により基準値を下回ったものの出荷が可能となっており、2025 年 4 月末において、宮城県・福島県の一部区域で、まつたけ、皮付きたけのこ、なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ及びこしあぶらの出荷制限が解除されている。引き続き、関係省庁が連携し、きのこ・山菜類への適用拡大に向けた取組を進めることとしている。

		<p>原木林等の里山・広葉樹林については、伐採・更新による循環利用が図られるよう、里山・広葉樹林再生プロジェクトを 2021 年度から立ち上げ、その再生プランを 24 市町村が作成し、これまで 461ha（2023 年度末累計）の伐採・更新を行っている。</p> <p>木材産業の再生に向けては、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析、製材工場やチップ工場への放射性物質測定装置の設置、バーク等の処理経費等の立替支援や有効利用の推進を行っている。</p> <p>○ がんばる漁業復興支援事業により、福島県の沿岸漁業者や沖合底びき網漁業者等が実施する、水揚量を震災前の 5 割以上に回復させる取組を支援している。</p> <p>また、がんばる養殖復興支援事業により、2024 年 7 月から、相馬双葉地域の漁業者が実施するアオノリ養殖の生産性向上、販路拡大等の取組を支援している。</p> <p>○ 2022 年 4 月から、漁業者の確保・育成として、漁家子弟を含め、長期研修支援等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援する取組を開始した。2024 年度より、リース支援対象者に特定の事業承継者を追加し、担い手確保の取組を支援している。また、小規模事業者持続化補助金においては、浜通り地域等の小規模事業者の取組に対して加点措置を講じるとともに、福島相双復興推進機構は、2021 年 6 月より浜通り地域等 15 市町村の水産仲買・加工業者等への個別訪問・支援を実施している。さらに、6 次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業において、大都市圏の百貨店・駅ビル等での催事・イベント等を通じて、水産加工品の地域産品の販売、魅力発信等を行った。</p> <p>○ 福島県における水産物の販路回復・消費拡大対策としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型量販店で福島県産水産物の常設棚での販売の取組の支援 ・水産エコラベルの取得支援、加工原料を確保するため遠隔地からの原料輸送費の支援 ・福島県産水産物の安全性に係る情報とあわせて産地・レシピ紹介等の魅力を発信する取組等の支援 ・福島県内の水産消費地市場において、福島県水産物の取扱拡大のための取組に対する支援 <p>等を行った。</p>
--	--	--

5 原子力損害賠償

項目	担当省庁	対応状況
原子力損害賠償	経産省	○ 被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するよう、国として東京電力を指導しており、東京電力は 2025 年 4 月末時点で、約 11 兆 5,607 億円の損害賠償を支払っている。

		<p>○ 東京電力は2025年5月末時点で、対象者約148万人のうち約135万人に追加賠償を支払った。また、追加賠償の未請求の対象者に向けた広報やご高齢の方等に対する請求書作成の支援等を行い、賠償の貫徹に向けて取り組んでいる。</p>
--	--	---

6 風評払拭・リスクコミュニケーション

項目	担当省庁	対応状況
風評払拭・リスクコミュニケーション	復興庁 経産省 環境省 外務省 農水省 厚労省 内閣府 消費者庁 文科省	<p>○ 2017年12月に策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、国内外に向けた情報発信等の風評対策として、様々な取組等を実施している。</p> <p>2024年9月には「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」（以下「風評対策TF」という。）を開催し、除去土壌の再生利用、住民の帰還・立入制限緩和、森林整備の再開、木材活用の推進、食品の安全性確保、福島県農林水産物の風評払拭について、効果的・効率的にリスクコミュニケーションを展開、促進していくため、復興大臣から、風評対策について関係省庁が一丸となって取り組むよう指示した。</p> <p>また、上記復興大臣の指示に基づき、2025年4月25日に風評対策TFを開催し、除去土壌の復興再生利用を除いた「リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方と各課題に係る情報発信等施策パッケージ（中間取りまとめ）」を策定した。</p> <p>○ 食品衛生基準科学研究において、風評払拭・リスクコミュニケーションを推進する観点及び科学的・合理的な見地から、現行の基準値を算出した際の根拠や経緯等を踏まえ、現行の基準値の妥当性の検証を進めている。また、「食品に含まれる放射性物質の摂取量調査」を継続的に実施し、現行の基準値により、国内に流通する食品からの年間被ばく量は極めて小さく、食品中の放射性物質について安全性が十分に確保されていることを確認し、当該調査結果を消費者庁ホームページに掲載していることなど、基準値等への理解促進に向けて取組を実施している。加えて、食品の摂取制限に関して、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（ガイドライン）の改定等必要な対応を行っている。</p> <p>また、関係府省庁が連携し、食品中の放射性物質について意見交換会等を実施しており、2024年度は132回開催した。</p> <p>○ 日本産食品に対する輸入規制について、直近では2024年5月に仏領ポリネシアが規制を撤廃し、現在までに49か国・地域で完全撤廃が実現したほか、同年9月には台湾が規制を緩和している。</p> <p>ALPS処理水の海洋放出後の中国等一部の国・地域による輸入規制措置強化に対しては、科学的根拠に基づかないものとして即時撤廃を働きかけている。</p>

中国との間では、2024年9月に、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。

同年10月、2025年2月、同年4月及び6月には、このIAEAの枠組みの下での追加的モニタリングが実施され、中国を含む参加国の分析機関による海水の採水や水揚げされた水産物の選定、ALPS処理水の採水が行われた。これまでに中国政府は、2024年10月に採水した海水並びに2025年2月に採取した海水及び海洋生物について、分析結果が正常であった旨公表している。

また、2025年3月以降、日中当局間で、日本産水産物の対中輸出再開に向けた技術協議を実施し、同年5月、日中双方は、対中輸出再開のために必要な技術的要件について合意した。引き続き、残る輸入規制の撤廃に向けて、政府一丸となって取り組んでいく。

現在も規制を継続している6か国・地域に対しては、引き続き、関係省庁及び地方自治体等との連携を緊密にし、あらゆる外交機会を捉えた働きかけを行い、即時の規制の撤廃に向け全力で取り組んでいく。

海外における日本産水産品に対する風評被害対策としては、在外公館主催で日本産食品のPRイベントを2023年度に70件以上、2024年度に約70件（天皇誕生日祝賀レセプションでの水産品提供を含む）実施し、日本産食品の安全性と魅力を発信した。また、海外でのイベントやフェアへも出展し、地域の魅力発信も行った。

- 風評払拭に向けて、モニタリング結果の公表や科学的根拠に基づく情報発信、リスクコミュニケーションを福島県、市町村と共に、政府一丸となって行ってきた結果、福島県産品の購入をためらう消費者の割合は低減し、全国平均との価格差が震災前の水準に回復した品目がみられる。一方で、震災前のポジションに戻っていないまま固定化されている品目が未だ存在している。

福島県産農産物等流通実態調査によれば、消費者からの安全・安心への評価は高いものの、流通事業者による消費者の購入姿勢の評価が消費者による評価ほどは高くないことなどが明らかとなったため、流通段階での福島県産農林水産物の取扱いが戻るよう、上記の実態および福島県産品の魅力を、主に流通事業者に対して引き続き伝える。

- 放射線に関する基礎的な知識の教育や啓発のため、2024年8月にALPS処理水の処分に係る記述を放射線副読本に追加するなど改訂を行った。この放射線副読本を全国の教育委員会、小・中・高等学校等に周知し、各学校の授業で積極的に活用するよう指導・

		<p>助言を行っている。</p> <p>また、放射線に関する教育の支援として、教職員等を対象とした放射線に関する研修や児童生徒等を対象とした放射線に関する出前授業を実施している。こうした研修や出前授業を行う際にも放射線副読本を使用することで放射線副読本の活用促進を図っている。</p> <p>さらに、児童向け教育動画「みんなしてる？ほうしゃせんのこと」を2024年8月に作成し、公開した。</p>
--	--	--

II. 地震・津波被災地域および共通の課題

項目	担当省庁	対応状況
地震・津波被災地域および共通の課題	復興庁 厚労省 文科省 こども家庭庁 経産省 内閣府 国交省 農水省 観光庁 内閣官房 総務省	<p>○ 地震・津波被災地域について、復興の基本方針の変更では、令和7年度までの第2期復興・創生期間において、復興事業がその役割を全うすることを目指すこととしているが、一方で、被災地の課題の中には、心のケアなど、中長期的に取り組む必要のあるものもある。こうした課題については、政府全体の施策で対応することなどにより、第2期復興・創生期間の後も引き続き必要な支援が行えるよう、関係省庁や自治体としっかり連携して、丁寧に取り組を進めていく。</p> <p>2024年12月に復興推進会議で決定した「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」においても、「心のケア等、中長期的に取り組む必要のある課題については、政府全体の施策の活用を図るとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も検討する。」としており、適切に対応していく。</p> <p>○ 土地区画整理事業等による造成宅地や防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の活用におけるノウハウ等を被災自治体に共有する実務担当者会議を2024年8月及び2025年2月に開催した。第2期復興・創生期間後も引き続き必要なサポートを行い、被災自治体の土地活用の取組を後押しし、地域の主体的な取組の定着を図っていく。</p> <p>○ 今後も被災地の状況を注視し、必要に応じて制度の柔軟な運用等を行うとともに、第2期復興・創生期間以降も支援期間が設けられている制度について引き続き支援を行う。</p> <p>具体的には、グループ補助金については、引き続き、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に対する支援を継続する。</p> <p>災害援護資金については、周知等を適切に行ったうえで、貸付けを希望する者に対して貸付けを行い、生活再建が進むよう引き続き支援する。</p>

地震・津波被災地域に整備された災害公営住宅について、家賃低廉化事業については最長 2040 年度まで、特別家賃低減事業については最長 2030 年度まで継続して支援する。

津波補助金については、事業者の責に帰さない不可抗力的な事案に配慮しつつ、運用期限である 2025 年度末までに事業が終了できるよう支援し、その後は中小企業施策をはじめとする各種施策の情報提供等を行いつつ、地方公共団体の産業復興を後押しする。

- がんばる漁業復興支援事業により、福島県の沿岸漁業者や沖合底びき網漁業者等が実施する、水揚量を震災前の 5 割以上に回復させる取組を支援している。

また、がんばる養殖復興支援事業により、2024 年 7 月から、相馬双葉地域の漁業者が実施するアオノリ養殖の生産性向上、販路拡大等の取組を支援している。

- 2022 年 4 月から漁業者の確保・育成として、漁家子弟を含め、長期研修支援等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援する取組を開始した。2024 年度より、長期研修支援対象者を福島県の近隣県においても福島県と同等の要件で支援が行われるよう拡大し、リース支援対象者に特定の事業承継者を追加し、担い手確保の取組を支援している。

- 被災地沿岸部の水産物の販路回復・消費拡大対策としては、
 - ・被災地産水産物や水産加工品の魅力発信
 - ・量販店や EC サイトを通じた販売の取組の支援を行っており、今後とも各種施策を継続して実施することで、水産業の振興を図る取組を進めていく。

- 移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大等に向けては、被災 3 県の沿岸市町村等を対象として地方創生施策等の相談体制を構築し、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の新規申請に係る実施計画策定等への指導・助言を実施するなど、地方創生施策をはじめとする政府全体の施策の総合的な活用に取り組んでいる。

- 観光については、教育旅行を含むホープツーリズムを推進するため、教育旅行関係者のモニターツアーやインフルエンサーを活用した情報発信等の福島県における取組を支援している。また、地域周遊観光促進事業において東北広域周遊モデルルートの造成等の取組を支援している。さらに、官民一体で「東北復興ツーリズム推進ネットワーク」を設立し、震災伝承施設を実際に訪問することで学べる防災・減災プログラムの構築・東北への誘致等の取組を展開している。加えて、2025 年 3 月に伝承館を紹介するガイドブックの発刊及びその英語版の公表を行った。

- 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）での復興にかかる情報発信については、2025 年 2 月の第 10 回国際博覧会推進本部で決定した、「2025 年大阪・関西万博アクションプラン Ver. 7」において、復興関連企画の機運醸成を図るための取組を盛り込んだ。大阪・関西万博において、復興への支援に対する感謝の思いや、被災地の姿を世界に発信できるよう、「東日本大震災からのよりよい復興（Build Back Better）」をコンセプトとした展示を実施した。具体的には、被災を踏まえた「震災伝承・災害対応」、被災地の「食・水産物」等が有している「復興のストーリー」等を展示した。また、被災地域の住民の方々や万博来場者等から「3.11 や復興に関する思い」等に関するメッセージ等を収集し、「レガシー（遺産）」となるようなデジタルモニュメントを制作している。さらに、複合災害に直面しながらも、復興に向かっていく浜通り地域等の姿を、展示、ステージでの対談、体験型コンテンツ、特産品の試飲・試食や物販などを通じて発信した。
- インフラの維持管理・更新等については、インフラ長寿命化基本計画に基づく取組として地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定を要請し、公共施設等の適正管理を推進している。また、同基本計画に基づいて分野ごとの個別施設計画の策定を要請し、メンテナンスサイクルの構築などに対する技術的・財政的支援を行っている。
- このような政府全体の施策を活用しながら、地元自治体が地域の実情を踏まえたアセットマネジメントの取組を進められるよう働きかけていく。
- 東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承するため、2023 年 8 月に「東日本大震災 復興政策 10 年間の振り返り」の作成・公表を行うとともに、復興ノウハウ講演会の開催や、2025 年 3 月に伝承館を紹介するガイドブックの発刊及びその英語版の公表を行った。また、震災伝承をより効果的・効率的に行うために復興庁・国土交通省・被災 4 県 1 市で連携して、東日本大震災の実情や教訓の理解を促進できる伝承館や遺構、追悼・祈念施設等を「震災伝承施設」として登録・ネットワーク化する「3.11 伝承ロード」を推進している。さらに、2023 年から収集した被災者をはじめとする国民の有する復興に係る知見をとりまとめる取組を行っている。
- 引き続き、被災地の自治体や関係機関等と連携し、震災の記憶や教訓を継承する取組を推進していく。